



# 領域及び保育内容の指導法（言葉）における 多文化保育の取り扱いに関する一考察



## 1. 背景

日本の就学前施設で生活する外国につながる子どもの数が増加し、多文化保育<sup>1)</sup>の必要性が指摘されて久しい。法務省の統計によると、2019年12月末時点の在留外国人数は、293万3,137人で過去最高となっている<sup>2)</sup>。年齢別にみると、0-14歳までの総数24万6,549人のうち、約半数の11万2,217人は0-5歳までの就学前の子どもたちであることが分かる。近年は、教育保障の観点から「外国人の子供に対する就学前段階での支援の重要性」も指摘されており（国立教育政策研究所2015:78）、保育現場は支援に携わる一員として大きな責任と役割が付与されているといえる。

実際、2017（平成29）年3月に改訂となった『保育所保

育指針（以下、保育指針）』では、旧指針にあった「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。<sup>3)</sup>」に、新たに「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国家、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。<sup>4)</sup>」や「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。<sup>5)</sup>」という記載が追加された。また、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、教育・保育要領）』でも、「海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児の幼保連携型認定こども園の生活への適応」が挙げられ、「安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画

的に行うものとする。<sup>6)</sup>と示されており、各保育現場では、外国につながる子どもたちに対する具体的な支援のあり方を考え、実践することが求められている。

## 2.

### 課題

日本では、1980年代後半より保育園の「多文化化」が広く認められるようになり、外国につながる子どもやその保護者とかかわる保育者に焦点をあてた異文化理解や多文化理解を促すための研究が進められてきた。しかしながら、2010年代に入っても、「保育者の多くが、外国人の子どもの保育に関する基礎的な知識を欠いているという問題がある。」(宮崎2011:136)と、保育者の「外国につながる子どもの保育に関する知識不足」が問題視され、保育者となり現場に出る以前の、保育者養成の段階から「多文化保育」を学び、実践していくことの必要性が指摘されている(山本2016、韓2018、谷口2019など)。その結果、多文化保育や海外の保育についての知見が教材化され<sup>7)</sup>、保育者養成校においても、以前に比べて外国につながる子どもや保護者について学ぶ機会が増加した。ところが、「多文化保育」は保育者養成課程で必修化されているわけではないため、その取扱いは各養成校の判断に委ねられており、十分とは言い難い現状がある。また、保育者へのインタビューからは、多文化保育に関する講義があったとしても、「必ずしも養成校での学びが活用されていない傾向がある」ことも明らかにされており(内田2013:285)、多文化保育に関する学習機会をどのように確保し、どのような内容を取り扱うのかについて再考することが求められているといえる。

「多文化保育」の必修化は容易なことではないことから、本稿では、既存のカリキュラムの中で学習機会を確保する道を探るために、保育内容や指導法の「言葉」に着目し、使用されるテキストの記載内容を検討した。取り上げたのは、異なる編著者および出版社により2018～2020年に出版された5冊である。

## 3.

### 各テキストの概括

#### (1) 新時代の保育双書 保育内容ことば〔第3版〕 赤羽根有里子・鈴木穂波編(2018)

みらいから2018年に出版された(初版は2008年)『保育内容ことば』は、全14章198頁から構成されている。そのうち、外国につながる子どもに関する記述「1 多文化共生社会における保育」は約4頁(pp.100-104)あり、第7章「ことばの発達についてどのような課題があるか—現代社会と保育—」の第2節「多文化共生社会・情報社会におけることばの指導」において、「2 情報社会の保育」と共に紹介されている。

保育における課題として、本書では第一に、保護者との信頼関係の形成に影響するとして、日本語でのコミュニケーションを取り上げている。保育者が十分な配慮をもって保育を行うためには、保護者が日本での定住を望んでいるのか、将来帰国を予定しているのか、また、信仰する宗教や自国の文化とどのように関わってほしいと考えているのかなどを確認する必要があるからである。また、子どもたちが日本語を習得し日本文化に馴染むことで、日本語に不自由な保護者に対してマイナスな感情を持ってしまうことや、母語習得の機会がなく親子間のコミュニケーションに問題が生じるケースについても言及されている。第二の課題としては、自己形成に関わるとして、母語の獲得を取り上げている。家庭において母語獲得の機会がない場合、子どもたちは日本語の獲得が優勢になるが、家庭において自然な会話から学ぶ機会が少ないため、日本語の獲得も不十分となり、思考活動の発達へ影響するとしている。

保育に求められることとしては、まず、保護者とのコミュニケーションを取り上げている。日本語が通じなくても伝えられることはあるとしながらも、きめ細やかな保育を行うための十分な意思の疎通には、正確に情報が伝達できる手段が確保されることが望ましいという。そのため、通訳を依頼することや保育者自身が外国語を習得していくことも必要だとしている。次に、子どもたちに対する保育では、日本語だけではなく母語の習得がで

きるような支援について述べられている。また、すべての子どもたちが、文化の違いや言語の違いについて理解を深められるような保育内容を取り入れ、異文化に触れることのできる環境を整備することについても言及されている。

本書では、保護者とのコミュニケーションと子どもの母語獲得が課題として取り上げられ、前者に対しては通訳配置や保育者の外国語学習、後者に対しては異文化に触れる機会や体験可能な環境を整えることが提案されている。なお、引用・参考文献として、保育指針、教育・保育要領、日本保育協会の調査報告、研究論文などがある。

## (2) 乳幼児教育・保育シリーズ 保育内容 言葉 秋田喜代美・野口隆子編 (2018)

光生館から2018年に出版された『保育内容言葉』は、全9章176頁から構成されている。そのうち、外国につながる子どもに関する記述は、まず、第7章「言葉の問題と援助」第4節「④海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもの園生活適応のための配慮や支援」(pp.133-134)、次に、第5節「⑤家庭や地域・関係機関(医療や福祉、保健等)との連携」において、「特別な配慮を必要とする子どもの家庭への理解と配慮」や「地域・関係機関(医療や福祉、保健等)との連携」と共に紹介されている箇所(pp.135-136)、さらに、第8章「保育計画と評価」第6節「⑥多様な文化的な背景をもつ子どもの受入れ」(pp.151-152)の、約3頁を占める。

保育における課題として、本書では第4節にて、子どもたちの言葉の獲得を取り上げ、第5節で、保護者との共通理解をはかる必要性を挙げている。

保育に求められることとしては、第4節では、周りの子どもたちに対して、保育者自身が子どもの国の文化に親しむ姿を見せていくことや、どの子どもも分け隔てなく接することが挙げられている。外国につながる子どもに対しては、表情豊かに丁寧に分かりやすく伝える配慮や、絵カードなどの視覚教材を工夫することで理解を促進することの他、子どもの自尊感情を大切にするために、母国の文化を象徴するようなものを保育室内に展示することなどが挙げられている。さらに、子ども理解の視点からアセスメントの必要性についても言及されてい

る。また、言葉の獲得の面においては、子どもたちが、本来伝えたいニュアンスを表現する語彙を獲得することができるように、応答性のある丁寧なやりとりを行うこととしている。続いて、第5節では、外国につながる子どもを持つ家庭に対する地域コミュニティの支援状況の把握が取り上げられている。同じ母国同士の文化的なコミュニティの有無や母国からの支援、日本語指導や母語通訳などの人的な支援、自治体からの支援状況などを把握することにより、園としての対応を考えることができるとしている。第6節では、さらに具体的に外国につながる子どもたちを受け入れるにあたり心がける点が事例と共にまとめられている。保護者支援の面では、保護者との信頼関係が築けるように、通訳や翻訳を駆使し、保護者と多くコミュニケーションを取るということについて述べられている。

本書では、子どもの言葉の獲得と保護者との共通理解をはかることが課題として取り上げられ、前者に対しては保育者の保育中の態度や配慮、環境構成の工夫、アセスメントや応答性のあるやりとりの必要性などが指摘され、後者に対しては地域コミュニティの支援状況の把握、通訳配置や翻訳利用について提案されている。なお、引用・参考文献として、幼稚園教育要領、文部科学省の調査報告などがある。

## (3) デザインする保育内容指導法「言葉」 田中謙編 (2019)

教育情報出版から2019年に出版された『保育内容指導法「言葉」』は、全13章181頁から構成されている。そのうち、外国につながる子どもに関する記述は、まず、第11章「ダイバーシティ・インクルージョン社会と保育とは」第1節「ダイバーシティ・インクルージョン社会の進展」第2項「ダイバーシティ・インクルージョン社会における子どもの発達と保育」(3) 特別なニーズのある子どもたちへの保育の中の一つとして取り上げられている(「①外国にルーツをもつ子どもへの配慮」p.150)。続いて、同章第2節「ダイバーシティ・インクルージョン社会における子どもの発達と「ことば」」の第1項「日本語を母語としない子どもの発達における「ことば」」(pp.152-154)があり、約3頁を占める。

保育における課題として、本書では第一に、保育者と子ども間のコミュニケーション、第二に、保育者と保護者間の対話不足による子どもに対する認識や期待の差異が取り上げられている。

保育に求められることとして、まず、子どもとのコミュニケーションにおいては、全体に指示を出した後、に該当児にもう一度ゆっくり伝えること、絵や写真を使って伝えること、子どもの母語を調べ日本語と合わせて話すことなどの他に、スキンシップで安心感を与えることや一緒に絵本を読み日本語を教えることが示されている。その際、外国人だからと一括りにせず、複数の目で子どもを見守り、その困難さに寄り添うことの重要性についても言及されている。また、子どもが互いの容姿や言葉の違いに偏見を持たないように、保育者が自身の発言や行動に留意し、各家庭にあるそれぞれの文化を大切にすることが挙げられている。次に、ことばや文化の違いなどから生じる保護者との認識の差を解消するために、対話が必要であり、保育者は多文化共生保育についてさらに真剣に学ぶことが求められるとしている。

本書では、保育者と子ども間のコミュニケーション、および保護者との対話不足による認識の差が課題として取り上げられ、前者に対しては方法上の工夫だけではなく、複数の目で見守り、それぞれの困難さに寄り添うこと、偏見を生じさせない配慮、各家庭の文化を大切にすることの重要性が示され、後者に対しては多文化共生保育について学ぶことが提案されている。なお、引用・参考文献として、法務省の統計資料、保育指針などがある。

#### (4) 保育内容指導法「言葉」一乳幼児と育むことばの世界— 大橋喜美子・川北典子編 (2019)

建帛社から2019年に出版された『保育内容指導法「言葉」』は、全9章117頁から構成されている。そのうち、外国につながる子どもに関する記述は、第6章「多文化共生時代における外国にルーツのある子どもへの支援」のすべて、計10頁(pp.73-82)を占めている。全4節は、第1節「日本における多文化化の現状」(1)多文化共生保育とは／(2)日本の多文化化の現状とは、第2節「外国にルーツのある子どもの現状」(1)差異の可視性：ニューカマーとオールドカマー／(2)外国にルーツのあ

る子どもの姿と保育の課題／(3)母語の重要性、第3節「外国にルーツのある子どもの保育を考える」(1)保育を考える際のポイント、第4節「オーストラリアの保育実践：五感経験と造形表現による言語支援」(1)多様性を尊重した保育環境／(2)ESLの幼児の事例とプロジェクトアプローチの実地で構成されている。本書では、まず、「外国人住民が支援の受け手ではなく、支援の担い手、あるいは地域社会に貢献する存在となると期待している」(p.75)との表明があり、外国人を支援の対象としてのみ捉える見方を問い直す視点を提供している。

保育における課題として、具体的な子どもの姿から①民族・文化・宗教の多様性に関わる課題、②言葉に関わる課題、③遊びや生活における課題、④仲間関係に関わる課題、⑤将来の民族的アイデンティティをめぐる葛藤の可能性などを挙げている。加えて、「外国にルーツのある子どもたちに対して「自然に覚えるから」「何とかやっている」と放任し、系統だった言語教育をしないまま小学校に送り出すことには問題があるという事実が、時間の経過の中で明らかになってきた。」(p.77)とし、母語の重要性についても言及している。

保育に求められることとしては、まず、園生活の方法の獲得のために、子どもの得意な活動を取り入れ、活動を保障すること、ボディーランゲージや実際の行為を見せることを通じて意思疎通を行うことなど、また、子どもとのコミュニケーションにおいては、子どもが理解できる言語を使用することや、外国人保育者や通訳者、保護者などによる通訳や伝達を行うことなども挙げられている。そして、保育者には、子どもたちにさまざまな違いを正確に伝えるための方法や説明の内容が問われるとし、民族文化を保育の中に取り入れることで、一人ひとりの子どもが自分なりに民族に向き合えるようにするための土台をつくることについても言及している。次に、発達における課題を有している可能性がある外国につながる子どもを専門機関につなぐこと、発達保障のために育児担当制を導入すること、翻訳絵本を利用し、母語による読み聞かせや母語でのコミュニケーションの場を外部との連携で協働的に実施する必要性についても述べられている。加えて、卒園後を含む長期的な見通しをもって、小学校や地域と連携をはかること、実際に人的資源

を活かしながら問題解決を行うことなども取り上げられている。

本書では、母語を含む言葉に関わる課題をはじめ、民族や文化などの多様性に関わる課題、遊びや仲間関係に関する課題、アイデンティティをめぐる葛藤などが課題として挙げられている。園生活から卒園後までを見通した具体的な取り組み案や、外国につながる子どもだけではなくすべての子どもを対象にした取り組み案が複数提示されている他、保育者自身が子どもの母国語を習得する、子どもの民族を反映した文化的活動に取り組む、さまざまな違いについて正確に伝えるための説明を行うことなどについても提案されている。なお、引用・参考文献として、総務省の統計資料、新聞記事、研究論文などがある。

#### (5) 保育内容「言葉」—乳幼児期の言葉の発達と援助— 塩美佐枝・古川寿子編 (2020)

ミネルヴァ書房から2020年に出版された『保育内容「言葉」』は、全8章174頁から構成されている。そのうち、外国につながる子どもに関する記述は、第6章「言葉の指導に配慮が必要な幼児への指導」において、第1節「言葉の障害」と共に紹介されている。第2節「外国人幼児の日本語の獲得と母語の保持」では、1 外国人幼児の現状および2 外国人幼児の日本語の獲得と保育者の役割が約3頁 (pp.143-146) 紹介されている。

保育における課題として、本書では第一に、子どもたちの日本語の獲得、第二に、家庭との連携、第三に母語保持を取り上げている。

保育に求められることとしては、教育・保育要領解説を引用し、「一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全職員で共通理解を深め、園児や保護者と関わる体制を整えることが必要である」ことが示されている。その上で、子どもが安心して生活できる居場所をつくることだけでなく、子ども同士で自由に遊んだり、関わったりする環境を整えることにより、積極的に他者とコミュニケーションをとりたいという気持ちを育てることの大切さについて言及している。また、家庭との連携においては、園生活や園の方針を丁寧に説明することとしてい

る。母語保持に関しては、支援の必要性のみ述べられている。

本書では、日本語の獲得と家庭との連携、母語保持が課題として取り上げられ、一人ひとりの実態把握、指導内容や方法の工夫、職員間、保護者間との体制づくりの必要性が指摘されている。また、日本語の獲得においては、学びに向かう意欲や態度を育てるための環境構成、家庭との連携においては、丁寧な説明の実施が提案されている。なお、引用・参考文献として、保育指針解説、教育・保育要領解説、研究論文などがある。

## 4.

### まとめ

本稿で取り上げた5冊のテキストには、分量や取り上げ方の違いはあるものの、外国につながる子どもに関する内容が含まれていた。焦点の当て方は異なるが、各テキストでは、日本語の習得については勿論だが、母語獲得や保持、保護者とのコミュニケーションや連携、遊びや生活、仲間関係に関するもの、アイデンティティをめぐる葛藤などの課題が、具体的な事例や提案と共に取り上げられており、多文化保育を初めて学ぶ学生にとっても理解しやすい工夫がされているといえる。

テキストでは、外国につながる子どもやその保護者を「外国人」という枠で一括りにせず、「家庭でも、日常的に母語となる外国語と日本語をともに話す状態で過ごす子どももいれば、家庭では、日本語に触れず、親の母語である外国語のみで過ごす子もいる。(5)」、「ひとくちに外国人家庭といっても、さまざまな事情を抱えている。(1)」と、彼らの持つ背景や置かれている現状の多様さについても触れられていた。このような多様性への気づきは、(1)(2)(4)で挙げられていた「通訳」の役割、および「アセスメント(2)」や「複数の目で子どもを見守る(3)」必要性に関する記述にも関連していると思われる。先行研究には、「外国人児童が日本社会に適應できるようにする」(韓2018: 445-446)ことが優先され、「周りの子どもと同じように保育をしようとする意識」が外国につながる子どもの「背景やニーズに配慮」することよ

りも大切にされてきた（堀田ら2010：142）との指摘があるが、外国につながる子どもや保護者とのコミュニケーションの重要性や、それぞれのニーズを確認しながら保育を行う必要性などが記載されたテキストから学べることは多いのではないかと感じる。

また、テキストでは、外国につながる子どもに留まらず、「周囲の子どもたちへ、文化の違い、言語の違いについて、理解を深めるように努めたい。（1）」とすべての子どもたちを対象にした多文化保育に関する記述もあった。日本の保育現場において多文化保育は、「多文化＝複数の異なる文化が共存する場」における保育という意味として、内容よりも実態を示す言葉としても使用されており、外国につながる子どもがいたとしても、保育方針そのものは変わらない（品川2011：24）ことが指摘されているが、保育内容や指導法の学習の中に多文化保育を位置づけることで、普段の保育の中であたり前に考慮される視点の一つとして学んでいけるのではないだろうか。

最後に、多文化保育に関する学習は、1回の授業で触れるだけでは印象にも残らない恐れがある。そのため、保育内容や指導法の授業内で取り扱う際には、授業全体を通して多文化保育の視点を意識することができるような工夫が必要である。また、既存のカリキュラムの中で学習機会を確保するためには、短時間であったとしても、学生が繰り返し学習できる環境を整えるために複数の科目内で取り扱うことが望ましいと考える。

## 註

- 1) 本稿では、多文化保育、多文化教育、多文化共生保育等を区別せずに用いる。
- 2) 法務省「令和元年末現在における在留外国人数について」[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00003.html)（2020年11月22日閲覧）。
- 3) 「第2章保育の内容」「4 保育の実施に関して留意すべき事項」「(1) 保育全般に関わる配慮事項」オ
- 4) 「第2章保育の内容」「3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」「ウ 環境」「(ウ) 内容の取扱い」④
- 5) 「第4章子育て支援」「2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」「(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援」ウ
- 6) 「第1章総則」「第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支

援等に関する全体的な計画等」「3 特別な配慮を必要とする園児への指導」(2)

- 7) 例えば、咲間まり子編（2014）『多文化保育・教育論』みらいなど

## 引用文献

- 内田千春（2013）「新人保育者の語りに見る外国につながる子どものいる保育」『共栄大学研究論集』11, pp.273-286
- 国立教育政策研究所（2015）『外国人児童生徒の教育等に関する国際比較研究報告書』国立教育政策研究所
- 品川ひろみ（2011）「多文化保育における保育者の意識—日系ブラジル人児童の保育を中心として—」『現代社会学研究』24, pp.23-42
- 谷口征子（2019）「多文化保育を実現させるための試み—保育を学ぶ学生の異文化体験を通して—」『保育ソーシャルワーク学研究』5, pp.93-105
- 韓在熙（2018）「多文化保育実践における保育者の認識についての研究—八尾市の事例から—」『四天王寺大学紀要』65, pp.435-451
- 堀田正央・鈴木篤・森本昭宏・宮内克代・萩原元昭（2010）「日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境に関する研究：K市の事例を中心に」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』10, pp.139-151
- 宮崎元裕（2011）「日本における多文化保育の意義と課題—保育者の態度と知識に注目して—」『京都女子大学発達教育学部紀要』7, pp.129-137
- 山本尚史（2016）「保育者養成における多文化保育についての一考察—長崎市における保育者の研修と行政の取り組みに着目して—」『長崎女子短期大学紀要』40, pp.48-53